



平成18年5月19日

各 位

会社名 株式会社サンウッド
代表者名 代表取締役社長 中島 正章
(JASDAQ・コード8903)
問合せ先
経営企画本部長 岡本 真人
電 話 03-5425-2662

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月2日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」に関し、平成18年6月29日開催予定の第10回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)(以下「会社法等」という)が、平成18年5月1日に施行されたことにより、当社現行定款につき次のとおり変更を行うものであります。
 - ①株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供を可能とするために規定を新設するものであります。
 - ②代理人の議決権行使について、代理人の数を定めることが認められたことに伴い、代理人を1名とするものであります。
 - ③取締役会の機動的な運営を図るため、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を可能とする規定を新設するものであります。
 - ④社外取締役同様、社外監査役との間でも責任限定契約の締結を可能とする規定を新設するものであります。
 - ⑤上記の他、必要な規定の加除、表現の変更、字句の修正、条文の整備等を行うものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、電子公告制度を採用するため、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催日 平成18年6月29日(木)
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社サンウッドと称し、英文では Sunwood Corporation と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 不動産の売買、賃貸、仲介、鑑定、管理、ならびに不動産に関するコンサルティング 2. 家具、建具等の住宅設備機器ならびにカーテン、壁紙、カーペット等のインテリア用品の販売 3. 建築工事および土木工事ならびに内装仕上工事、電気工事および管工事の設計・監理および請負 4. 損害保険代理業 5. 上記各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(新設) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) (現行どおり)</p> <p><u>(機関の設置)</u> 第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第 5 条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式および端株</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、64,000 株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、64,000 株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 <u>当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式および端株に関する手続ならびに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿、端株原簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、端株の買取請求の取扱等株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>第7条より移設</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 <u>当社は、毎決算期末現在の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>② <u>前項のほか、株主、登録質権者または端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 <u>当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条へ移設</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条へ移設</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第9条より移設</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② <u>商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>② <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第16条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって</u>する。</p> <p>③ 取締役の<u>選任</u>については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>② <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会の<u>決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>② 取締役会の決議により、<u>取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第19条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ 取締役の<u>選任決議</u>は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、<u>その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>② <u>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>取締役会の招集通知</u>)</p> <p>第22条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>取締役会の決議の省略</u>)</p> <p>第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>③ <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会定める取締役会規程による。</u></p> <p>(<u>報酬および退職慰労金</u>)</p> <p>第20条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(<u>取締役会規程</u>)</p> <p>第24条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第21条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外取締役との間で商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項に規定された要件を満たす限り、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定に規定された要件を満たす限り、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>員数</u>)</p> <p>第22条 <u>当会社に監査役3名以内を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>員数</u>)</p> <p>第27条 <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u></p>
<p>(<u>選任</u>)</p> <p>第23条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第 24 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 25 条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 26 条 監査役はその<u>互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第 27 条 監査役会招集の通知は、<u>各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>第 25 条より移設</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の<u>責任を法令で定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 33 条へ移設</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 30 条 監査役会は、その<u>決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 32 条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 33 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定された要件を満たす限り、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外監査役との間に、会社法第 427 条第 1 項の規定に規程された要件を満たす限り、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>(営業年度および決算期)</u></p> <p>第 29 条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>営業年度の末日を決算期日とする。</u></p> <p><u>(利益配当)</u></p> <p>第 30 条 当社の<u>利益配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者および同決算期の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対しこれを行う。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 31 条 取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者および同日現在の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配 (以下「中間配当」という) を行うことができる。</u></p> <p><u>(配当金等の除斥期間)</u></p> <p>第 32 条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p>第 35 条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 36 条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 37 条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>(配当金等の除斥期間)</u></p> <p>第 38 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>